

〔提言項目〕

- 1 実施機関の変更について
- 2 ショートステイ機能と保証人制度の定着について

〔提言内容〕

- 1 利用者が施設を退所する場合、退所後支援等の必要性から施設所在地周辺に住居を構えることとなります。その結果、継続して生保受給の場合、施設入所前の実施機関から施設所在地の実施機関に変更となります。このことは、施設所在地の区市に多大な負担を強いることとなります。この事を避けるために、元の区市が負担する「住所地特例」の仕組みをつくるよう国に対して働きかけをしてください。
- 2 「施設から地域へ」「必要な場合は地域から施設へ」という双方向の連続性のあるシステムを構築することが必要です。そのためには施設と地域の中間的なサービスとしてショートステイ事業が必要となります。補助事業として東京都は、制度として認めていますが、区市が実施主体であるため、あくまでも区市が事業として実施しなければ、ショートステイ事業として成立しません。また、自立促進事業においても東京都では、火災保険料、連帯保証費について補助することになっておりますが、同じく区市が実施主体であるため事業として成立しません。各区市に円滑な取り扱いがなされるよう、東京都としての対策を講じてください。